

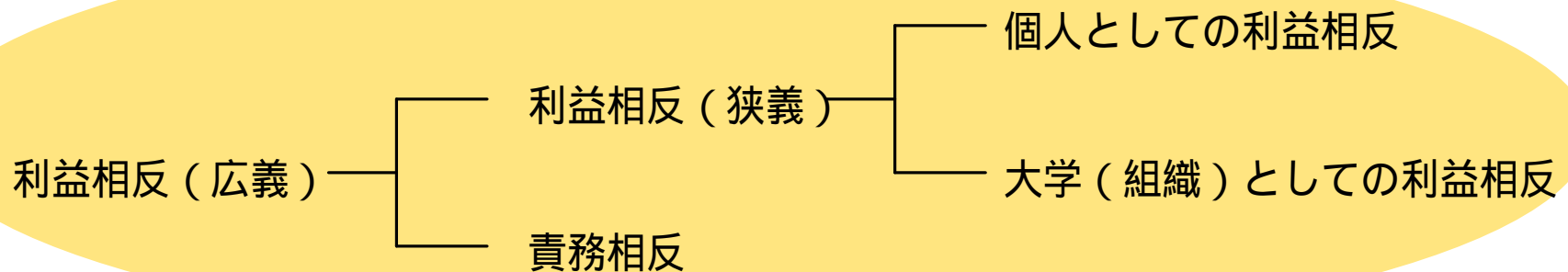
産学官連携における利益相反の考え方■

2012年3月23日



1. 利益相反の概念整理

利益相反ワーキング・グループ 報告書



-狭義の利益相反

- 教職員または大学が**産学官連携活動**に伴って得る**利益**と、教育・研究という大学における**責任**が衝突・相反している状況。

-責務相反

- 教職員が主に**兼業活動**により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における**職務遂行の責任**と企業等に対する**職務遂行責任**が両立しない状態。

-個人としての利益相反

- 狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反。

-大学 (組織) としての利益相反

- 狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反。

2. 利益相反の管理は何のためにあるのか？

- **利益相反状態に問題があるのではない**

- 利益相反状態に大学が無関心であることによって、社会一般の目からすれば大学における責任が果たされていないかのように見えることによって、大学に対する社会的信頼が損なわれるおそれがあることが問題である。

- 利益相反は、実際に相反が生じているか否かではなく、外部の第三者から見て相反が生じていると判断されるかどうか（**appearance**）による

- 利益相反は日常的に生じうるものであり、解消するものではなく、適切に管理（マネジメント）すべきもの

- 「利益相反マネジメント」は、罰則を取り決めた「規制」ではなく、教職員と大学自体を守りつつ、産学官連携を推進するための必要なシステムである（“アクセル”と“**エンジブレキ**”）。

- 各大学は、自主的に利益相反マネジメント体制を構築し、組織として実施責任を果たすことが必要である。

3. 利益相反がもたらす主要な弊害とマネジメントの必要性

- 研究者の誠実さが損なわれる
- 研究結果に偏見を持ち込む
- 学生の学業の進歩に影響する
- 研究の方向性が研究者の個人的な利益のために変更される
- その研究機関に対する一般の人々の信頼感が損なわれる
- その研究機関での職務を果たすために通常その研究者が使える時間が、組織外での活動のために短縮される
- 公共の資金が不適切に使用される

主要な弊害のパターン

(文部科学教育通信 2002№47 平井昭光 利益相反)

Point

産学官連携を推進するにあたり、利益相反は忌むべきものではない!

- 産学官連携を推進するにあたり、外部との係わりにおいて利益相反状態は不可避である。
 - ▶ 利益相反状態であること、それ自体が問題ではない

- 利益相反は、各大学ごとに独自にルール（ポリシー等）を設定し、マネジメントを行うことで対応する必要がある。
 - ▶ 産学官連携を推進するにあたり、大学には利益相反状態により弊害（または弊害を引き起こしていると思われる状態）を回避する義務がある。
 - 予防措置としてのツールと理解する
 - 「法令違反」との違いを理解すること（広いグレーゾーンの存在）

4. 法令違反との違い

- 利益相反への対応とは、大学における責任が十分に果たされていないと疑われ、社会的な非難を浴び、大学への信頼が失われるおそれがあることへの対応のこと。

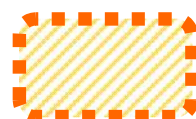
	法令違反への対応	利益相反への対応
責任の性質	法令上の責任（刑事罰・行政罰・民事上の損害賠償責任等）	社会に対する 説明責任、社会的責任
責任の主体	規制に違反した個人・法人の責任者等	大学（組織）
違反・相反状態への対応方法	一律に回避されるべき状態	必ずしも回避する必要はなく 、情報開示やモニタリング等、透明性を高めることによりマネジメント可能
判断基準	法令による一律のルール	各大学ごとのポリシーによるルール 利益相反委員会等で 個別に判断、多様な対応方法が可能
最終的な判断権者	裁判所	大学

5. 利益相反マネジメントの範囲と考え方

		産学官連携活動に関連して大学への責務を果たしているか？			
		果たしている	↔	果たしていないと疑われる	法令・規則違反
経済的 利益の 大きさ	大きい				
	↑				
	↓				
	小さい				
	なし				



: 利益相反マネジメントの範囲



: 自己申告書によるマネジメントの範囲

6.-1 利益相反の事例検討【事例】

- X教授は、自らの研究成果である×××の基礎技術を発明し、大学の知的財産本部に発明を届け出た。大学の知的財産本部も当該発明を高く評価し、職務発明として権利の承継を行った後に、日米欧に特許出願した。
- X教授はこの技術の将来性が極めて有望と判断し、共同研究の継続を希望したが、共同研究を希望する企業は現れなかった。そこで、自らの研究成果の事業化を図るため、ベンチャー企業A社を設立し、社長に就任した。併せて、約80%を保有する大株主となった。
- A社は大学より技術移転を受け、X教授はA社と共同研究契約を締結し、研究室の大学院生とともに、研究成果の実用化に向けて、日夜努力した。
- その後、研究成果は徐々に具体化し、2年後にはA社は周辺特許も取得し、大手企業からの委託研究も受け、売上が計上されるようになった。この頃、ベンチャーキャピタルからの出資も受けるようになり、次フェーズの研究資金の原資も獲得できた。
- A社の業容の拡大に応じて、X教授は社長をメーカー出身のZ氏に禅譲し、技術担当取締役に戻った。
- この頃から業績が急拡大し、創業から5年目に株式上場を果たした。時価総額2,000億円の話題のベンチャー企業となり、X教授は上場時の株式売却で約100億円のキャピタル・ゲインを獲得した。

6.-2 利益相反の事例検討【論点となる主なポイント】

- ☑ X教授がA社の社長に就任することで、大学での職務遂行との両立に問題が生じないか？
- ☑ X教授のA社株式保有に関して、どの程度開示してもらうか？
- ☑ A社が大学より技術移転を受ける際の決定プロセスにX教授が関与して影響を及ぼしていないか？
- ☑ A社との共同研究契約締結の際の決定プロセスにX教授が関与して影響を及ぼしていないか？
- ☑ A社との共同研究テーマの設定の際にA社の事業化に有利なテーマに傾注していないか？
- ☑ X教授の研究室の大学院生がA社の業務へ従事することが問題とならないか？
- ☑ A社の周辺特許取得を優先し、学会等への研究成果発表を故意に遅らせていなかったか？
- ☑ X教授がA社の技術担当取締役就任することで、大学での職務遂行との両立に問題が生じないか？
- ☑ 上場時のX教授の株式の売出しによるキャピタルゲインについて、どの程度開示してもらうか？
- ☑ 仮に、A社株式保有に関して、X教授の配偶者が50%保有していた場合、どの程度開示してもらうか？ その場合、個人情報保護の観点から何を留意しなければならないか？
- ☑ 仮にX教授がキャピタルゲインの一部を大学に還元した場合、上述の論点の結論に変更が生じないか？
- ☑ 仮に基本技術の発明が大学帰属ではなく、個人帰属であったとなった場合、上述の論点の結論に変更が生じないか？